

外国人材の受入れ・共生に係る取組について

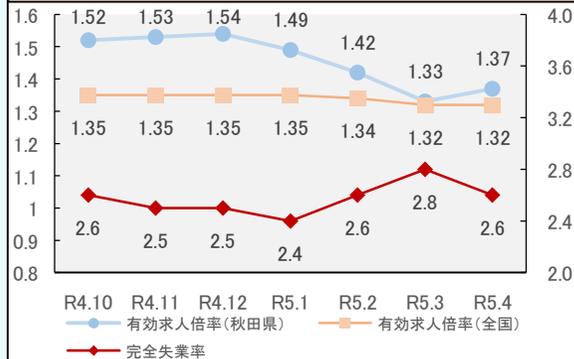
秋田県産業労働部雇用労働政策課

1 現状・課題

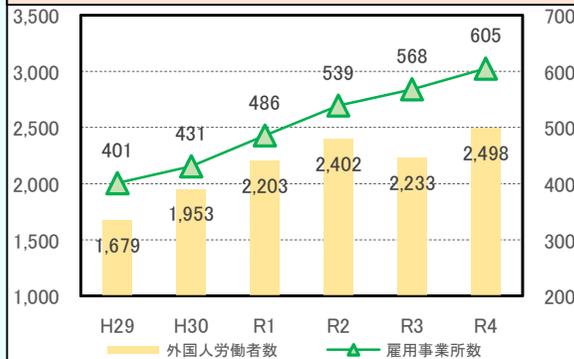
○有効求人倍率は下降傾向も依然として高い状況であり、各業種において人手不足が継続。
女性や高齢者等の就業に加えて、外国人材の受入れによる労働力の確保が必要。

○県内企業の外国人雇用のニーズに対応し、スムーズな受入れへの支援や、適正な労働環境の整備、円滑な地域との共生に向けた生活面でのサポート体制の構築などが課題。

有効求人倍率(季節調整値)・完全失業率の推移



外国人労働者数・雇用事業所数の推移



※秋田労働局資料より

2 令和5年度の主な取組予定

○関係機関との情報・課題の共有、意見交換

- ・各業種の関係団体、県・市町村等を構成員とする「連絡協議会」において、外国人材の受入れ・共生に係る情報の共有、意見交換等の実施。
- ・概ね半期毎の取組状況の取りまとめ及び結果の提供による情報の共有。
- ・関係団体所属の事業所等へ、外国人雇用に関するアンケート調査を実施し、課題の整理や対応を検討。



○相談体制の構築

◆「秋田県外国人雇用サポートデスク」(秋田県行政書士会委託)

- ・外国人材の受入れを希望する県内事業所の相談対応等を実施。
- ・入管法の説明、外国人の採用にあたっての留意点など、外国人雇用に関する一般的な相談、入管手続きの具体的な相談等に対応。

◆「秋田県外国人相談センター」(秋田県国際交流協会委託)

- ・外国人労働者等の日常生活全般に関する相談等に対応。
- ・県内各地域の地域外国人相談員とセンターが連携し、全県域での相談対応を実施。

**秋田県
外国人雇用サポートデスク**

外国人材の雇用を希望する県内事業所の皆様からご相談をお受けします。
無料の面談相談となります。

ご相談の内容

- 入管法の説明、外国人の採用にあたっての留意点など、外国人雇用に関する一般的な相談
- 外国人を雇用するにあたっての手続きに関する一般的な相談
- ※ご相談の内容によって、他の相談機関等をご案内する場合があります。

ご相談までの流れ

(1) 相談のお申込み
サポートデスク「秋田県行政書士会」までFAX、電子メール又は電話でお申込みください。
なお、「相談申込書」へご依頼先、相談内容等を記載の上、FAXが電子メールによりお申し込みいただくシステムです。
また、電子メールの場合は、メールのタイトルを「外国人雇用サポートデスク申込」としてください。

FAX : 018-865-3771
Mail : info@aki-taken-gyoseishoshi.or.jp
電話 : 018-864-3098 (平日 9:00-17:00)
※申込先: 秋田県国際交流協会

(2) 相談対応する行政書士の選定
秋田県行政書士会は、相談のお申込をされた事業所の所在地や相談概要を考慮して、相談に対応する行政書士を選定します。

(3) 相談日時・場所の決定
秋田県行政書士会から相談申込者へ連絡し、ご希望をお伺いしながら相談日時・場所を決定します。

※「秋田県外国人雇用サポートデスク」は、秋田県行政書士会が、秋田県からの委託を受け運営する相談窓口です。お問い合わせ、お問い合わせ先は秋田県行政書士会です。

○制度等の周知・普及啓発

◆県ウェブサイトでの情報提供

- ・県ウェブサイトにて、外国人技能実習制度、特定技能制度、入国・在留手続き等の問い合わせ先、相談窓口を掲載。

◆外国人雇用に関する企業向けセミナーの開催

- ・外国人労働者の受入れに係る法制度や雇用管理及び外国人労働者の受入れ事業所による取組事例等を紹介するセミナーの開催。